

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定める。

令和3年3月4日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 市原 弘

指定投票区	第26投票区
指定関係投票区	第1投票区、第2投票区、第3投票区、 第4投票区、第5投票区、第6投票区、 第7投票区、第8投票区、第9投票区、 第10投票区、第11投票区、第12投票区、 第13投票区、第14投票区、第15投票区、 第16投票区、第17投票区、第18投票区、 第19投票区、第20投票区、第21投票区、 第22投票区、第23投票区、第24投票区、 第25投票区、第27投票区及び第28投票区